

内閣参質一八三第六四号

平成二十五年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 平 田 健 二 殿

参議院議員有田芳生君提出「拉致問題に関する認定分科会」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出「拉致問題に関する認定分科会」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の認定分科会については、平成二十四年三月三十日及び同年六月十三日に計二回開催した。

二について

御指摘の「本部長指示」については、平成二十一年十一月二十九日に開催した拉致問題対策本部第四回会合において、同本部長指示として示した「拉致問題の解決に向けて」の項目の一つであり、その後開催した同本部及び拉致問題に関する関係府省連絡会議等において、その内容を周知し、徹底を図った。

三から六までについて

御指摘の認定分科会においては、拉致問題に係る行政機関が、必要に応じて、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案や認定の在り方等について議論等を行ったが、具体的な議論等の内容については、これを明らかにすることにより、捜査・調査を含めた今後の政府の対応に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

七について

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案については、関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進しているが、これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があったことを確認するには至っていない。

八について

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条に基づき認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くしている。